

## 選挙無効請求事件（参議院議員定数訴訟）について

### 事案の概要

- ◇ 本件は、令和元年7月21日に施行された参議院議員通常選挙（本件選挙）について、公職選挙法上の参議院（選挙区選出）議員の定数配分規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙も無効であるとして、各選挙区の選挙人らが提起した選挙無効訴訟である。本件選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は3.00倍であった。  
2つのグループにより全国の高裁本庁・支部に提起された合計16件が大法廷で審理されている。
- ◇ 参議院議員（選挙区選出）議員の選挙については長期間にわたり選挙区間の最大較差が5倍前後の状態が継続していた。平成24年及び平成26年の各大法廷判決は、平成22年及び平成25年の各選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったもの（違憲状態）と判断した。  
その後、平成27年の公職選挙法の一部改正（平成27年改正法）により、いわゆる合区が導入された。平成29年の大法廷判決は、この改正により、数十年間5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差が約3倍まで縮小したこと、平成27年改正法の附則に次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨の規定が置かれたことなどを指摘した上で、平成28年選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえない（合憲状態）と判断した。

### 争点及び原判決

- ◇ 本件選挙は、平成30年の公職選挙法の一部改正（参議院議員の定数を増員し、選挙区選挙については埼玉県選挙区の定員を2人増員するもの）の後に初めて行われた通常選挙であり、同改正後の定数配分規定の憲法適合性が争われている。
- ◇ 原判決は、いずれも請求を棄却したが、16件のうち14件では、本件選挙について違憲状態にあったということとはできない（合憲状態）との判断がされており、2件では、違憲状態にあったが、本件選挙までの期間内に是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえないとの判断がされている。